

みどり市保小中一貫教育校園舎等整備事業

基本・実施設計業務特記仕様書

この仕様書は、みどり市（以下「当市」という。）が発注する下記の業務に関して受託者が当該業務を履行するために必要な事項を定めるものとする。

1. 業務概要

(1) 業務名

みどり市保小中一貫教育校園舎等整備事業基本設計・実施設計業務

(2) 業務内容

本業務は、「みどり市保小中一貫教育校基本構想」に基づき、認定こども園園舎整備等の基本設計及び実施設計業務とする。（地盤調査等の園舎設計に必要な附帯業務も含む。）

(3) 履行期間

契約の翌日から令和9年1月31日まで

2. 建設地・施設概要

(1) 建設地

- ・場 所：みどり市東町神戸10番地（みどり市立あずま小中学校敷地内）
- ・建物敷地：13,288㎡
- ・運動場敷地：7,019㎡

(2) 建設施設・用途

- | |
|--|
| ①建設施設：幼保連携型認定こども園（想定定員 30 名【保育：24 名・教育 6 名】）及び放課後児童クラブ（想定定員 10 名）
※園庭、保護者用駐車場整備等の外構工事も含む。 |
| ②構造：鉄骨造を想定 |
| ③建築面積：300 ㎡～400 ㎡程度を想定 |
| ④用途地域：指定なし |
| ⑤防火地域：指定なし |

3. 業務の実施

業務の実施にあたっては、提示された構造及び適用基準等に基づき行うこと。

(1) 本体構造

官庁施設の総合耐震・対津波計画基準同解説（国土交通省制定）に基づき、次の性能以上を有すること。

- ①構造体 : II類
- ②建築非構造部材 : B類
- ③建築設備 : 乙類

(2) 施設全般

- ・建築基準法、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律、群馬県認定こども園の認定基準に関する条例、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準等に記載された幼保連携型認定こども園及び放課後児童クラブの設置に必要な基準を満たしていること。
- ・内装等にできる限り、みどり市産材を使用すること。

(参考)

【施設配置図】

